

# 第 1 1 6 号 答 申

## 第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った本件審査請求の対象となる行政文書を公開とした決定について、別表に掲げる文書①から文書⑭までのうち文書⑭を審査請求人の公開請求に係る行政文書として追加特定し、改めて、公開決定をすべきである。

## 第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成21年 6月11日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成21年 6月報道の大森中学校の火災（以下「本件火災」という。）に関する文書一切の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同月22日、実施機関は、本件公開請求に対して、当時の教育委員会事務局総務部施設課（以下「施設課」という。）が作成又は取得した文書①及び文書②（以下これらを「本件公開文書」という。）を特定し、公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年 8月14日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

## 第 3 審査請求人の主張

### 1 審査請求の趣旨

請求の内容に該当する行政文書を特定して公開する、との裁決を求めるものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成21年 7月 6日付け行政文書公開請求に対し、同月24日に、文書①から文書⑭までの公開を受けた。これらの文書は、本件公開請求に対しても、特定されるべきものであり、本件処分には文書の特定に誤りがあった。文書の特定に誤りがあるという申し出をした後、決定をやり直したり、情報提供したりすることができたはずである。同年 9月15日の本件公開請求に対する追加の処分まで文書の公開を待たされたにも関わらず、審査請求人

は必要な文書は見たからよい、という判断がされるとしたら、大変残念である。

(2) 文書①中に、「被害届を作成した」と書いてあるので、被害届は口頭ではなく文書で提出されたと思う。仮に口頭であっても、実施機関は文書を持っているのではないかと。確かではないが、受理番号1853と記載された文書①を見た覚えがある。

(3) 文書⑭の起案日、決裁日が同年 6月10日であることから、本件公開請求の対象文書から漏れている。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求人から文書特定漏れの指摘を受けた後、当時の市民経済局地域振興部市政情報課長より「教育委員会に対する公開請求に係る対象文書の特定漏れについて」の通知があったため、実施機関内の課長会において当該通知の周知徹底を図った。

また、実施機関においては、従来から当時の市民経済局地域振興部市政情報課（以下「市政情報課」という。）から公開請求書を受理した部署は公開請求書の写しを教育委員会事務局総務部総務課（以下「総務課」という。）に送付するものとしていたが、当該通知を受けて総務課において、公開請求書を受理した部署に係る他の部署があるかどうかを確認すること及び市政情報課から公開請求書を受理した部署以外に係る可能性がある他の部署に対して公開請求の対象となる文書の有無の確認を行うことを再度徹底することとした。

2 実施機関は、審査請求人の申し出を受けた後、当該申し出が謝罪及び再発防止を求めていること並びに平成21年 7月21日付けで別件の公開決定及び一部公開決定を行い、本件公開請求に対し、特定すべき行政文書と同一のものを審査請求人に公開済みであること、行政文書公開事務に遺漏がないように実施機関内で周知徹底したこと、さらに、同年 8月19日付けで本件公開請求の内容を含む公開請求が審査請求人からなされたことを考慮し、本件公開請求に対する追加の処分を行わなかった。

しかし、審査請求書副本が実施機関に送付され、審査請求人が本件公開請求に対する行政文書の特定を求めていることが判明したため、同年 9月15日付けで追加の処分を行ったものである。

- 3 審査請求人は本件審査請求に係る行政文書を受領しているため、審査請求人の求める本件公開請求に対する文書の特定及び公開は既に実施されているといえる。

## 第 5 審査会の判断

### 1 争点

本件公開請求時に、本件処分及び追加の処分において特定した文書以外に、対象となる行政文書が存在したか否かが争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 事件の経緯

(1) 平成21年 6月11日、審査請求人から、条例に基づき、実施機関に対し、本件公開請求がなされ、同日、市政情報課から施設課に本件公開請求の請求書が送付された。同月22日、実施機関は、施設課が取得又は作成した本件公開文書を本件公開請求に対する文書として本件処分を行い、審査請求人は本件公開文書を同月26日に受領した。

(2) 同年 7月 6日、審査請求人から、条例に基づき、実施機関に対し、本件火災に関する次に掲げる行政文書の公開請求（以下「別件公開請求」という。）がなされた。

ア 36人の気分が悪くなった生徒の学年、クラス、状態のわかるもの

イ 職員の状況のわかるもの（火災、煙で）（以下「別件請求文書①」という。）

ウ 各学年体育館への避難された時間経路等のわかるもの

エ 避難指示の内容のわかるもの

オ 損壊金額の内訳および注文先等のわかるもの

カ 被害届のわかるもの（以下「別件請求文書②」という。）及び報告書一切

キ 本件火災に関して、全教職員の労働時間の記録（平成21年 6月 6日、

- 7日及び8日を含む。) (以下「別件請求文書③」という。)
- ク 平成21年 6月 5日から12日までの職員会議打合せ内容及び記録のわかるもの
- ケ 平成21年 6月 5日から12日までの学校日記、記録 (以下「別件請求文書④」という。)
- コ 本件火災についての記録一切
- サ 本件火災関係について報告書、メモ一切。職員、生徒の気分が悪くなったことも含む。
- シ 関係者、生徒への働きかけたこと、対応した内容のわかるもの一切

(3) 実施機関は、別件公開請求に対して、事務所管課ごとに次の決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ア 同年 7月15日、施設課は、本件公開文書の公開決定を、文書⑭を特定の上、次の理由により一部公開決定を、また、別件請求文書②については、申告をもとに警察が作成したため文書が存在しないことを理由として非公開決定を行った。

(ア) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

文書⑭には、支店長名が記載されており、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたいと認められるものであるため。

(イ) 条例第 7条第 1項第 2号に該当

文書⑭には、業者の印影があり、法人情報であるため、それを公にすることにより、法人の事業運営に支障をきたすおそれがあるため。

イ 同月21日、教育委員会事務局学校教育部指導室 (以下「指導室」という。) は、次のとおり、公開決定及び一部公開決定を行った。

	特定した行政文書	非公開とした情報	非公開事由
公開決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書③</li> <li>・文書④</li> <li>・文書⑤</li> <li>・文書⑥</li> <li>・文書⑦</li> <li>・文書⑧</li> <li>・文書⑨</li> </ul>	—	—
一部公開決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書⑩</li> <li>・文書⑪</li> <li>・文書⑫</li> </ul>	個人に関する情報	条例第 7条第 1項第 1号 (個人を識別することができるもの (他の情報

	・文書⑬		と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち通常他人に知られたくないと認められるため。)
--	------	--	--

ウ 同日、教育委員会事務局学校教育部教職員課（以下「教職員課」という。）において、別件請求文書①及び別件請求文書③については、該当する行政文書を作成しておらず、文書が存在しないことを理由として非公開決定を行った。

(4) 同月24日、審査請求人は上記（3）の決定に係る文書を受領した。併せて、本件公開請求に対する文書として、文書③等を受領しておらず、本件処分は文書の特定に漏れがあるとの申し出を行った。

(5) 同年 8月14日、審査請求人は本件審査請求を行った。

(6) 同年 9月15日、実施機関は、本件処分に対し、審査請求人から本件公開請求の内容に該当する行政文書が公開決定されていないと実施機関に申し出がなされたこと及び本件審査請求がなされたことから、本件処分に追加して、指導室が作成又は取得した下記の文書を特定の上、次のとおり、一部公開決定（以下「本件追加処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

	特定した行政文書	非公開とした情報	非公開事由
本件追加処分	・文書② ・文書③ ・文書④ ・文書⑤ ・文書⑥ ・文書⑦ ・文書⑧ ・文書⑨	—	—
	・文書⑩ ・文書⑪	個人に関する情報	条例第 7条第 1項第 1号（個人を識別することができるもの（他の情報

			と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち通常他人に知られたくないと認められるため。)
--	--	--	--

#### 4 施設課の文書特定について

(1) 別件公開請求に対して、施設課が特定した文書のうち、本件処分及び本件追加処分に含まれていない文書は文書⑭である。これが本件公開請求の対象文書に該当するか否かを判断する。

(2) 本件公開請求の「火災に関するもの一切」とは、本件火災の発生原因、発生状況、経緯、被害の状況など火災そのものに関するもののほか、本件火災への対応など、本件火災の発生に起因した内容の文書も含まれると考えられる。

文書⑭は、本件火災により使用することができなくなった便器を交換するための修理工事に関する執行決裁書である。したがって、これは火災終息後に、本件火災によって損壊した便器の修理という第二次的な対応によって発生した文書であり、火災そのものの状況を示すものではないものの、本件火災の発生に起因して作成された文書である。

また、文書⑭の起案日は平成21年 6月10日であり、本件公開請求の前に既に存在していた文書であることから、本件公開請求の対象文書に該当するといえ、これを特定すべきである。

(3) なお、別件公開請求に対して、実施機関は文書⑭を特定し、支店長名を条例第 7条第 1項第 1号に該当するとして、業者の印影を同項第 2号に該当するとして一部公開決定をしているが、これらは、見積書等に記載されており、見積書が広く一般に取引相手に交付されていることからすれば、支店長名は、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないものには該当せず、また、法人である業者の印影は、これを公開しても当該法人にとって、著しく不利益とも言えないことから、これを公開すべきである。

#### 5 指導室の文書特定について

(1) 本件公開請求に対して、指導室が本件追加処分において特定し、公開し

た文書②から文書⑪までは、本件火災に関するものである。したがって、文書③から文書⑪までは、本件公開請求の対象文書として、当初の決定において特定すべきものであったが、本件追加処分によって特定されたことから、瑕疵は治癒されたものと認められる。

(2) 次に、別件公開請求に対して、指導室が特定した文書のうち、本件処分及び本件追加処分に含まれていない文書は文書⑫及び文書⑬である。これらが本件公開請求の対象文書に該当するか否かを判断する。

(3) 文書⑫は、毎日の学校、職員及び児童生徒に関する記事を記載したものである。火災発生日である平成21年 6月 5日の項を見ると、本件火災に関する記述はないことから、本件火災に関する文書に該当するとはいえない。

また、文書⑫の同月 9日の項には、本件火災の件で開催した「臨時保護者会」という行事名称の記載はあるものの、行事の一つとして記載されているだけであり、本件火災に関連した記載はなされていない。文書⑫の同月12日の項には、「2F中央トイレ修理」という記載があるが、実施機関に確認したところ、同月17日に行われた修理工事のための業者の下見を記録したものである。

別件公開請求では、文書⑫を特定し、公開しているが、これは、別件請求文書④に対応するものとして、当該期間に係る文書⑫を本件火災に関する記載の有無を問わず、特定しているものである。

したがって、文書⑫は、学校における通常業務の一環として作成されたものであり、本件火災の状況等に関する記載もなく、また、本件火災の発生に起因して作成された文書でもないことから、本件公開請求の対象文書に該当しないと認められる。

(4) 文書⑬は、本件火災の発生時の前後の時間帯である第 2限及び第 3限における第 2学年及び第 3学年の各クラスの生徒の出欠席等の状況を記載した文書である。

文書⑬には、本件火災に関する記載はないものの、火災発生前後の状況を一覧できるものであり、本件火災の発生に起因して作成された文書であることから、性質上、本件火災に関する文書であると認められる。

しかし、文書⑬は、本件公開請求日よりも後である同月16日以降に作成されたものであり、本件公開請求日時点では存在しなかったものである。

したがって、文書⑬は、本件公開請求の対象文書に該当しないと認められる。

6 上記 4及び 5以外の文書の有無について

審査請求人は、受理番号が記載された「学校施設の災害について（報告）」（以下「受理番号付き報告書」という。）及び被害届の存在について言及している。

実施機関が公開した文書①は、大森中学校長から教育委員会あてに提出された文書であり、施設課の受付印が押されているものの、受理番号の記載はなく、また、実施機関において、受理番号を記載する取扱いがなされているものでもないことから、実施機関は、受理番号付き報告書を保有していないと認められる。

また、本件火災に係る被害届については、警察に対して、口頭で行ったため、実施機関は当該文書を作成又は取得していないと認められる。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成21年 8月19日	諮問書の受理
8月28日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月28日	実施機関の弁明意見書を受理
10月 5日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成22年 9月 8日 (第 117回審査会)	調査審議 審査請求人及び実施機関の意見を聴取
10月12日 (第 118回審査会)	調査審議
平成23年 2月 8日 (第 122回審査会)	調査審議
3月 3日	答申

別表

文書①	学校施設の災害について（報告）	施設課
文書②	守山区内中学校における火災の発生について	施設課及び 指導室
文書③	校内における火災発生について（報告）	指導室
文書④	6/5（金）当日の様子	指導室
文書⑤	平成21年 6月 8日の打合せ内容	指導室
文書⑥	緊急一斉下校について	指導室
文書⑦	保護者へ送付したメールの内容	指導室
文書⑧	臨時保護者会の開催について	指導室
文書⑨	臨時保護者会記録	指導室
文書⑩	病院搬送生徒一覧表	指導室
文書⑪	学校待機生徒一覧表	指導室
文書⑫	学校日誌	指導室
文書⑬	出席状況	指導室
文書⑭	北校舎 2階男子便所腰掛式便器交換修理工事執行 決裁書	施設課